

研究会における議論等を踏まえた修正（案）（E 製造業①及び②）

1. 統合分類「運動用靴・履物」の内容例示について

スニーカーは、全国消費実態調査及び生産動態統計調査等で、運動靴（運動用）に該当しており、前回提示の生産物分類の「運動用靴・履物」に該当する。

2. 「履物」に係る分類を紳士用、婦人用・子供用に区分することについて

業界関係団体による対外公表資料によると、靴のサイズは JIS（日本工業規格）に基づいて、男性用（20～30cm）、女性用（19.5～27cm）、子供用（10.5～26cm）と区分されるとあり、工業統計調査で設定されているサイズとは異なる。

業界関係団体と工業統計調査のサイズが異なること、業界関連団体のサイズは区分で重複している及び御意見を踏まえ、靴のサイズによる区分はせず、デザイン等による以下の2案より検討されたい。

履物案①

家計調査の区分に合わせ統合分類を「大人用運動靴」、「大人用サンダル」、「男子靴」、「婦人靴」、「子供用靴・サンダル」、「その他の履物」し、消費者物価指数で採用されている品目を考慮し、統合分類「その他の履物」の詳細分類に「スリッパ」、「競技用靴」を設定。また、スニーカー含め内容例示を修正し明確化。

履物案②

用途及び工業統計の品目を生かした設定。スニーカーについては、統合分類の「生活用・運動用靴」に該当し、詳細分類は素材により分類。

（参考）各調査の靴の区分について

統計調査名称	靴の品目					
	運動靴	男子靴	婦人靴	子供靴	他の履物	
全国消費実態調査	運動靴	男子靴	婦人靴	子供靴	他の履物	
家計調査	大人用運動靴	大人用サンダル	男子靴	婦人靴	子供用靴・サンダル	他の履物
消費者物価指数	男子靴	婦人靴	子供靴	運動靴	サンダル	スリッパ
	競技用靴					
工業統計調査	繊維製履物	地下足袋	ゴム底布靴	総ゴム靴	ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）	ゴム製履物用品
	プラスチック製靴	プラスチック製サンダル	プラスチック製スリッパ	紳士用革靴（23cm以上）	婦人用・子供用革靴	運動用革靴
	作業用革靴	その他の革製靴	その他の革製履物	木製履物（台を含む）		
生産動態統計調査	紳士用革靴	婦人用・子供用革靴	運動用革靴	作業用革靴		

履物案①

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
紳士用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）		大人用運動靴	
紳士用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	紳士用革靴、紳士用合成皮革靴、紳士用プラスチック成形靴等<23cm以上>	大人用運動靴	アップシューズ、スニーカー、ジョギングシューズ等
婦人用・子供用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）		大人用サンダル	
婦人用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	婦人用革靴、婦人用合成皮革靴、子供用プラスチック成形靴等<21cm以上>	大人用サンダル	木製サンダル、防寒サンダル、ゴム・合成樹脂製サンダル
子供用靴・履物（運動用及び作業用の靴・履物を除く）	子供用革靴、子供用合成皮革靴、子供用プラスチック成形靴等<男児23cm未満、女児21cm未満>	男子靴	
運動用靴・履物		男子靴	布製の靴を除く。 革靴、防寒靴、ブーツ、合成皮革靴、人工皮革靴等
運動用靴・履物	登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等<運動用に限定される靴>	婦人靴	
作業用靴・履物		婦人靴	布製の靴を除く。 革靴 ハイヒール、カッターシューズ、防寒靴、ブーツ、合成皮革靴、人工皮革靴、ミュール等
作業用靴	保安靴、耐電靴、耐酸靴等	子供用靴・サンダル	
地下足袋		子供用靴・サンダル	スニーカー、革靴、ビニール靴、サンダル靴、雨靴、ブーツ等
その他の靴・履物		その他の履物	
草履・スリッパ・サンダル・下駄	ハップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック射出成型サンダル等	競技用靴	運動靴を除く。 登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等
他に分類されないその他の靴・履物		作業用靴	保安靴、耐電靴、耐酸靴等
「12木材・木製品」より		地下足袋	
木製履物（台を含む）	げた、サンダル等	スリッパ	
「11繊維工業」より		他に分類されないその他の靴・履物	げた、ぞうり、布製の靴（大人用）、地下足袋、大人用雨靴等
繊維製履物	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等		

履物案②

<生産物分類案>

(従来案) 2019年工業統計調査商品分類表		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
革製履物用材料・同附属品	2031	生活用・運動用靴	
革製履物用材料、同附属品	甲、靴底、かかと等	紳士用革靴	革靴、防寒靴、ブーツ等
革製履物	2041	婦人用・子供用革靴	革靴、防寒靴、ブーツ等
紳士用革靴(23cm以上)		運動用革靴	登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等
婦人用・子供用革靴		その他の革製靴	一部革製の靴等
運動用革靴	登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴等	ゴム底布靴	運動靴等
作業用革靴	保安靴、耐電靴、耐酸靴等	総ゴム靴	雨靴、長靴等
その他の革製靴	一部革製の靴等	プラスチック製靴	合成皮革靴、プラスチック成形靴等
その他の革製履物	革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等	作業用靴・履物	
ゴム製履物・同附属品	1921	作業用革靴	保安靴、耐電靴、耐酸靴等
地下足袋		地下足袋	足袋(ゴム製)、とび職用地下足袋、田植用足袋等
ゴム底布靴		草履・スリッパ・サンダル	
総ゴム靴		革製草履・スリッパ・サンダル	革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等
ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)		ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)	総ゴム製草履、ゴムサンダル、ゴムスリッパ等
ゴム製履物用品	ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう(甲)等	プラスチック製サンダル	ヘップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック製射出成形サンダル等
プラスチック製履物・同附属品	1922		
プラスチック製靴	合成皮革靴、プラスチック成形靴等	プラスチック製スリッパ	プラスチック製スリッパ、合成皮革製スリッパ等
プラスチック製サンダル	ヘップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック製射出成形サンダル等	プラスチック製草履	プラスチック製草履等
		木製履物(台を含む)	げた、サンダル等
		その他の履物、附属品	
プラスチック製スリッパ		繊維製履物	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等
その他のプラスチック製履物、同附属品	プラスチック製草履等	革製履物用材料、同附属品	甲、靴底、かかと等
他に分類されない衣服・繊維製身の回り品(毛皮製衣服・身の回り品を含む)	1189	ゴム製履物用材料、同附属品	ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう(甲)等
繊維製履物	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等	他に分類されない履物、付属品	
他に分類されない木製品(竹、とうを含む)	1299		
木製履物(台を含む)	げた、サンダル等		

3. 中分類「16 化学工業」や「22 鉄鋼業」に係る生産物分類に生産動態統計の品目をどこまで採用するかについて

粗鋼、銑鉄等については、輸出実績があり、産業連関表の基本分類に設定されており、SUT や SNA で中間投入を把握するのに必要と思われること及び CPC 及び CPA では銑鉄や粗鋼の項目、NAPCS においても高炉銑鉄や半仕上げの炭素鋼といった項目があり、国際比較の観点からも必要と思われる。

これらのことから生産物分類に設定することとしたい。

御質問の一つの統合分類の中に工業統計調査と生産動態統計調査の品目が混在している分類については、調査実施室で確認作業を行った結果、重複している品目はなく、産業連関表の担当室からは、今回の対処方針案で問題ない旨の回答あり。

<生産物分類案>

分類項目名 (案)
銑鉄・原鉄・ベースメタル
高炉銑 (製鋼用銑)
高炉銑 (鋳物用銑)
電気炉銑、小形高炉銑、再生炉銑 (原鉄、純鉄、ベースメタルを含む)
粗鋼・鋼半製品
普通鋼半製品
特殊鋼半製品
普通鋼鋼塊
特殊鋼鋼塊
普通鋼鋳鋼鋳込
特殊鋼鋳鋼鋳込

4. 統合分類「業務用医薬品（動物用を除く）」の名称について

厚生労働省の医薬品・医療機器産業実態調査では、用途別医薬品として「医療用医薬品」、「一般用医薬品」、「体外診断薬」、「原料その他」が設定されており、「業務用」という名称は使用していない。

このため、詳細分類は用途別医薬品の区分に合わせ、統合分類は産出先を考慮し「医薬品（一般用、動物用を除く）」、「一般用医薬品」と設定することとしたい。

<参考> 医薬品・医療機器産業実態調査の用途別医薬品の内容

医療用医薬品…医家・調剤薬局向け医薬品

一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品

体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬

原料その他…医薬品の製造原料・小分け用製剤、自社製品他社販売品等

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
業務用医薬品（動物用を除く）		医薬品（一般用、動物用を除く）	
医薬品原末、原液	医薬品原液、医薬品原末、薬（人尿たん白）、セルロシン（酵素源）等	医療用医薬品	医家・調剤薬局向け医薬品（医薬品製剤、ワクチン、血清、保存血液、生薬・漢方等）
ワクチン、血清、保存血液	血しょう、血清、動物性病菌（ワクチン用）、日本脳炎ワクチン等	体外診断薬	医家向け臨床検査用の試薬
医薬品（業務用及び動物用を除く）		原料・その他の医薬品	医薬品の製造原料・小分け用製剤等（医薬品原末、原液等）
医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）	除虫菊乳剤（家庭用）、殺虫剤（家庭用）、蚊取線香、診断用試薬等	一般用医薬品	薬局・薬店向け医薬品
生薬・漢方	漢方薬、仁丹、モグサ、薬草製品、薬用人参、和漢薬等	一般用医薬品	薬局・薬店向け医薬品

5. 統合分類「他に分類されないゴム製品」のその他の詳細分類について

御意見のとおり、詳細分類の名称を「その他のゴム製品（運動競技用品）」から「運動競技用ゴム製品」に修正することとしたい。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
他に分類されないゴム製品		他に分類されないゴム製品	
ゴム手袋		ゴム手袋	
その他のゴム製品（運動競技用品）	運動競技用ゴム製品 ウェットスーツ（一貫によらないもの）、足ひれ(潜水用)等	運動競技用ゴム製品	運動競技用ゴム製品 ウェットスーツ（一貫によらないもの）、足ひれ(潜水用)等
その他のゴム製品	フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴムタイル、ゴムマッピング、消しゴム、ゴム製気球、くずゴム製品、ゴムせん、ゴムふた、印材用ゴム、ゴムスポンジ製品（工業用ものを除く）、補強ゴム管、ゴム製漁業用浮子、ゴム製マット類、ゴム板（工業用ものを除く）、ゴム製吸着盤、指サック（事務用）、購入したゴムベルトの裁断等	その他のゴム製品	フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴムタイル、ゴムマッピング、消しゴム、ゴム製気球、くずゴム製品、ゴムせん、ゴムふた、印材用ゴム、ゴムスポンジ製品（工業用ものを除く）、補強ゴム管、ゴム製漁業用浮子、ゴム製マット類、ゴム板（工業用ものを除く）、ゴム製吸着盤、指サック（事務用）、購入したゴムベルトの裁断等

6. 統合分類「石けん・合成洗剤、界面活性剤」を統合しないことについて

主な需要先が異なることから、統合分類を「石けん」、「合成洗剤」、「界面活性剤」にすることとしたい。

(参考) 主な用途

名称	用途・性質
石けん	家庭用洗剤(化粧石けん、洗濯石けん)として多量に使用される。工業的にも、繊維などの洗浄用、柔軟用、また乳化剤、分散剤、泡立て剤として使用される。
合成洗剤	衣料の洗濯に用いられる洗濯用合成洗剤(粉末、液体)が主体。用途としては家庭用と工業用がある。
界面活性剤	その性質上、用途は多岐にわたり、家庭用の洗剤(衣料用合成洗剤など)、化粧用クリーム、乳液の乳化剤、マーガリンなど、食品の乳化剤、繊維工業、紙パルプ工業などの洗浄剤、防錆剤、防腐剤などに使用される。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
石けん・合成洗剤、界面活性剤		石けん	
浴用石けん（薬用、液状を含む）		浴用石けん（薬用、液状を含む）	
洗濯石けん（固型、粉末）		洗濯石けん（固型、粉末）	
その他の石けん	繊維用・伸線用・農業用・工業用石けん、カリ石けん等	その他の石けん	繊維用・伸線用・農業用・工業用石けん、カリ石けん等
洗濯用合成洗剤		合成洗剤	
台所用合成洗剤		洗濯用合成洗剤	
その他の家庭用合成洗剤		台所用合成洗剤	
液状身体洗浄剤（液状石けんを除く）		その他の家庭用合成洗剤	
工業用合成洗剤		液状身体洗浄剤（液状石けんを除く）	
陰イオン活性剤（硫酸エステル型）	<生動>油脂・脂肪酸・硫酸エステル、アルキルサルフェート、アルキルエーテルサルフェート	工業用合成洗剤	
陰イオン活性剤（スルホン酸型）	<生動>アルキルスルホネート、 α -オレフィンスルホネート、アルキルベンゼンスルホネート、アルキルナフタリンスルホネート等	界面活性剤	
その他の陰イオン活性剤	<生動>アルキルりん酸エステル及びその塩、ポリオキシエチレンアルキル（アリル）エーテルりん酸エステル及びその塩（ただし、トリエステルを除く）、N-アシルアミノ酸及びその塩、アルキルエーテルカルボン酸及びその塩、モノグリサルフェート、その他の陰イオン活性剤	陰イオン活性剤（硫酸エステル型）	<生動>油脂・脂肪酸・硫酸エステル、アルキルサルフェート、アルキルエーテルサルフェート
陽イオン界面活性剤		陰イオン活性剤（スルホン酸型）	<生動>アルキルスルホネート、 α -オレフィンスルホネート、アルキルベンゼンスルホネート、アルキルナフタリンスルホネート等
非イオン活性剤（エーテル型）	<生動>ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル、その他のポリオキシエチレンアルキルアリルエーテル等	その他の陰イオン活性剤	<生動>アルキルりん酸エステル及びその塩、ポリオキシエチレンアルキル（アリル）エーテルりん酸エステル及びその塩（ただし、トリエステルを除く）、N-アシルアミノ酸及びその塩、アルキルエーテルカルボン酸及びその塩、モノグリサルフェート、その他の陰イオン活性剤
非イオン活性剤（エステル・エーテル型）	<生動>ポリオキシエチレンソルビトール脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンヒマシ油及び硬化ヒマシ油、その他のポリオキシエチレン多価アルコール脂肪酸エステル、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、ポリ歩きレングリコール脂肪酸エステル、その他のエステル・エーテル型	陽イオン界面活性剤	
非イオン活性剤（多価アルコールエステル）	<生動>ペンタエリスリトール脂肪酸エステル、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビトール脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル、その他の多価アルコール脂肪酸エステル	非イオン活性剤（エーテル型）	<生動>ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル、その他のポリオキシエチレンアルキルアリルエーテル等
その他の非イオン活性剤	<生動>ポリオキシエチレン脂肪酸アミド、ポリオキシエチレンアルキルアミン、アルキロールアミド、その他の非イオン活性剤	非イオン活性剤（エステル・エーテル型）	<生動>ポリオキシエチレンソルビトール脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンヒマシ油及び硬化ヒマシ油、その他のポリオキシエチレン多価アルコール脂肪酸エステル、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、ポリ歩きレングリコール脂肪酸エステル、その他のエステル・エーテル型
その他の界面活性剤	両性イオン界面活性剤、切削剤等	非イオン活性剤（多価アルコールエステル）	<生動>ペンタエリスリトール脂肪酸エステル、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビトール脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル、その他の多価アルコール脂肪酸エステル
		その他の非イオン活性剤	<生動>ポリオキシエチレン脂肪酸アミド、ポリオキシエチレンアルキルアミン、アルキロールアミド、その他の非イオン活性剤
		他に分類されない界面活性剤	両性イオン界面活性剤、切削剤等

7. 統合分類「砂糖・砂糖精製」の名称について

御意見のとおり、統合分類の名称を「砂糖」に修正することとしたい。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
砂糖、砂糖精製		砂糖	
粗糖（糖みつ、黒糖を含む）		粗糖（糖みつ、黒糖を含む）	
精製糖（国内産の甘味資源作物から一貫して製造加工したもの）	角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖	精製糖（国内産の甘味資源作物から一貫して製造加工したもの）	角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖
精製糖（購入した粗糖・精製糖から製造加工したもの）	角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖	精製糖（購入した粗糖・精製糖から製造加工したもの）	角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖
ぶどう糖・水あめ・異性化糖		ぶどう糖・水あめ・異性化糖	
ぶどう糖		ぶどう糖	
水あめ、麦芽糖		水あめ、麦芽糖	
異性化糖		異性化糖	

8. 統合分類「酒類」の詳細分類「その他の蒸留酒・混成酒」の名称について

御意見を踏まえ、詳細分類の名称を「その他の酒類」に修正することとしたい。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
酒類		酒類	
果実酒	ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、いちご酒等	果実酒	ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、いちご酒等
ビール		ビール	
発泡酒		発泡酒	
清酒（濁酒を含む）		清酒（濁酒を含む）	
清酒かす		清酒かす	
添加用アルコール（飲料用アルコール）		添加用アルコール（飲料用アルコール）	
焼酎	泡盛	焼酎	泡盛
合成清酒		合成清酒	
ウイスキー		ウイスキー	
味りん（本直しを含む）		味りん（本直しを含む）	
チューハイ・カクテル		チューハイ・カクテル	
その他の蒸留酒・混成酒	第3のビール、ジン、ウォッカ、ブランデー、薬味酒、梅酒、リキュール、ラム、老酒等	その他の酒類	第3のビール、ジン、ウォッカ、ブランデー、薬味酒、梅酒、リキュール、ラム、老酒等

9. 統合分類「化学繊維、炭素繊維」の扱いについて

炭素繊維は、プラスチックなどの複合材や航空宇宙用、ゴルフなどスポーツ用、工業用などに使用されており、御意見のとおり産出先が異なることから、統合分類を化学繊維と区分することとしたい。

また、化学繊維の8つの詳細分類のほとんどが主な用途として「衣料用」として使用されているが、「ナイロン長繊維糸・短繊維」及び「ビニロン長繊維糸・短繊維」については、産業用が主な用途となっている。このため、他の6つの

化学繊維と統合分類を区分し、「ナイロン長繊維糸・短繊維」及び「ビニロン長繊維糸・短繊維」を統合分類とすることとしたい。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
化学繊維、炭素繊維		化学繊維（ナイロン繊維・ビニロン繊維）	
レーヨン・アセテート長繊維糸・短繊維	キュプラ、ビスコース長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維	ナイロン長繊維糸・短繊維	
ナイロン長繊維糸・短繊維		ビニロン長繊維糸・短繊維	
ポリエステル長繊維糸		化学繊維（ナイロン繊維・ビニロン繊維を除く）	
ポリエステル短繊維		レーヨン・アセテート長繊維糸・短繊維	キュプラ、ビスコース長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維
アクリル長繊維糸・短繊維		ポリエステル長繊維糸	
ビニロン長繊維糸・短繊維		ポリエステル短繊維	
ポリプロピレン長繊維糸・短繊維		アクリル長繊維糸・短繊維	
その他の化学繊維	ポリ塩化ビニル長繊維糸・短繊維、ポリ塩化ビニリデン長繊維糸、ポリエチレン長繊維糸、スパンデックス長繊維糸等	ポリプロピレン長繊維糸・短繊維	
炭素繊維	炭素繊維フィラメント、炭素繊維トウ等	その他の化学繊維	ポリ塩化ビニル長繊維糸・短繊維、ポリ塩化ビニリデン長繊維糸、ポリエチレン長繊維糸、スパンデックス長繊維糸等
		炭素繊維	
		炭素繊維	炭素繊維フィラメント、炭素繊維トウ等

10. 分類「乳幼児服」に含まれる範囲について

「乳幼児服」は就学の始期に達するまでの子供服となるため、学童用の子供服は「乳幼児服」に該当せず、一般のそれぞれの服に該当することとなる。（経済産業省）

（参考）

児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子供のことをいう。

なお、少女は、律令制では17歳以上、20歳（のち21歳）以下の女子の称(国語辞典では、小・中学生ぐらいの女の子)。

御意見のとおり、産出先を考慮した統合分類を設定し、詳細分類を組替えることとする。この他、背広とスーツ、オーバーとオーバーコート等の重複箇所の修正、名称の修正、統合分類のその他項目の設定、「補整着」を統合分類の「下着」に設定及び内容例示の追加等をおこない明確化することとしたい。

なお、工業統計調査の実施室より衣服の区分について「特に区分するものではありません」との回答あり。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
背広服・スーツ		外衣・シャツ（官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服、学校服、和装を除く）	
織物製背広服上衣（ブレザー、ジャンパー等を含む）		織物製スポーツ用衣服	スキー服、スケート服、狩猟服、乗馬服、登山服、野球ユニホーム、海水着、海浜着、海水パンツ、ダウンジャケット、スポーツ用ズボン・スカート等
織物製背広服ズボン（替えズボンを含む）		ニット製スポーツ上衣	トレーニングウェア上衣、ユニホーム上衣スキーウェア上衣、レオタード等
織物製スーツ上衣（ブレザー、ジャンパー等を含む）		ニット製スポーツ用ズボン・スカート（学校用を除く）	トレーニングパンツ、スポーツ用短パン等
織物製スーツスカート・スーツズボン		ニット製スポーツ用アウターシャツ類（学校用を除く）	スポーツシャツ、ランニングシャツ（陸上用）等
オーバー・レインコート服類		ニット製海水着・海水パンツ・海浜着（学校用を除く）	海水パンツ、ワンピース水着、ビキニ水着、ラッシュガード等
織物製オーバーコート	トッパーコート、スプリングコート、ママコート等	織物製乳幼児服	上衣、ズボン、スカート、オーバーオール、レインコート、ロンパース、園児服等
織物製オーバー・レインコート・ゴム引合羽・ビニル合羽	繊維製レインコート	ニット製乳幼児用外衣	上衣、ケープ、セーター、カーディガン、ベスト、ズボン、スカート、レギンス、ロンパース、園児服等
制服		織物製背スーツ上衣（ブレザー、ジャンパー等を含む）	織物製スーツジャケット
織物製制服上衣	警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服	織物製スーツスカート・スーツズボン（替えズボンを含む）	織物製スーツスカート、織物製スーツズボン
織物製制服ズボン		織物製オーバーコート・レインコート・ゴム引合羽・ビニル合羽	トッパーコート、スプリングコート、ママコート、繊維製レインコート等
織物製制服スカート		織物製ワンピース	
織物製制服オーバーコート類		織物製ブラウス	
ワンピース		ニット製ブラウス	
織物製ワンピース		織物製ワイシャツ	
乳幼児服		ニット製ワイシャツ	
織物製乳幼児服	上衣、ズボン、スカート、オーバーオール、レインコート、ロンパース、園児服等	織物製シャツ（ワイシャツを除く）	開きんシャツ、アロハシャツ等
ニット製乳幼児用外衣	上衣、ケープ、セーター、カーディガン、ベスト、ズボン、スカート、レギンス、ロンパース、園児服等	ニット製アウターシャツ類（スポーツ用、乳幼児用、ワイシャツを除く）	Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、カットソー等
ブラウス		ニット製セーター・カーディガン・ベスト類（スポーツ用、乳幼児用を除く）	セーター、カーディガン、ベスト
織物製ブラウス		ニット製上衣・コート類（ブレザー、ジャンパー等を含み、スポーツ用、乳幼児用を除く）	ニットコート、ニットジャケット等
ニット製ブラウス		ニット製ズボン・スカート（スポーツ用、乳幼児用を除く）	ニットスカート、ニットパンツ
ワイシャツ		その他の外衣・シャツ（官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服、学校服、和装を除く）	

織物製ワイシャツ		官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服	
ニット製ワイシャツ		織物製官公需用制服上衣	警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服上衣
シャツ（ワイシャツ下着を除く）		織物製公需用制服ズボン	警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服ズボン
織物製その他のシャツ	開きんシャツ、アロハシャツ等	織物製公需用制服スカート	警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服スカート
ニット製アウターシャツ類（スポーツ用を除く）	Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、カットソー等	織物製公需用制服オーバーコート類	警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服オーバーコート類
事務用・作業用・衛生用衣服		織物製事務用・作業用・衛生用衣服	医務服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つなぎ服、ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ズボン、前だれ（よだれ掛を除く）等
織物製事務用・作業用・衛生用衣服	医務服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つなぎ服、ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ズボン、前だれ（よだれ掛を除く）等	ニット製事務用・作業用・衛生用衣服	ニット製衛生用衣服、ニット製事務用衣服ニット製学校服、ニット製作業服等
ニット製事務用・作業用・衛生用衣服	ニット製衛生用衣服、ニット製事務用衣服ニット製学校服、ニット製作業服等	学校服	
スポーツ用衣服		織物製学校服上衣・オーバーコート類	学生服ブレザー、ジャケット、学ラン
織物製スポーツ用衣服	スキー服、スケート服、狩猟服、乗馬服、登山服、野球ユニホーム、海水着、海浜着、海水パンツ、ダウンジャケット、スポーツ用ズボン・スカート等	織物製学校服ズボン	学生服ズボン
ニット製スポーツ上衣	トレーニングウェア上衣、ユニホーム上衣スキーウェア上衣、レオタード等	織物製スカート	学生服スカート
ニット製スポーツ用ズボン・スカート	トレーニングパンツ、スポーツ用短パン等	その他の学校服	体操着、水着等
ニット製アウターシャツ類（スポーツ用）	スポーツシャツ、ランニングシャツ（陸上用）等	寝着類	
ニット製海水着・海浜着		織物製寝着類（和式のものを除く）	パジャマ、ナイトガウン等
学校服		ニット製寝着類	パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等
織物製学校服上衣・オーバーコート類		下着	
織物製学校服ズボン		補整着	コルセット、ガードル、ブラジャー、ウェストニッパー、ニット補正着、ボディスーツ、プラスリップ等
織物製スカート		綿織物製下着（補整着を除く）	アンダーシャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等
セーター類		その他の繊維織物製下着（補整着を除く）	アンダーシャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等
ニット製セーター・カーディガン・ベスト類		ニット製肌着（補整着を除く）	アンダーシャツ、ランニングシャツ（下着用）等
その他の衣服		ニット製ブリーフ・ショーツ類（補整着を除く）	ブリーフ、パンティ、ズボン下等
ニット製上衣・コート類（ブレザー、ジャンパー等を含む）		ニット製スリッパ・ベチコート類（補整着を除く）	スリッパ、ベチコート
ニット製ズボン・スカート		和装製品（足袋を含む）	
他に分類されない衣服		既製和服・帯（縫製加工されたもの）	丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、（扱）帯、柔道着、剣道着、法衣、法被、はんでん（半纏）等
下着		足袋類（類似品、半製品を含む）	
綿織物製下着	シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等	その他の和装製品（ニット製を含む）	ショール、帯どめ、半えり、帯あげ、羽織ひも、ふるしき、ふくさ等
その他の繊維織物製下着	シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等		
ニット製肌着	ランニングシャツ（下着用）等		

ニット製ブリーフ・ショーツ類	パンティ、ズボン下等
ニット製スリッパ・ベチコート類	
織物製・ニット製寝着類	
織物製寝着類（和式のものを除く）	パジャマ、ナイトガウン等
ニット製寝着類	パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等
補整着	
補整着	コルセット、ガードル、ブラジャー、ウエストニッパー、ニット補正着、ポデイスーツ、プラスリップ等
和装製品（足袋を含む）	
既製和服・帯（縫製加工されたもの）	丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、（扱）帯、柔道着、剣道着、法衣、法被、はんでん（半纏）等
足袋類（類似品、半製品を含む）	
その他の和装製品（ニット製を含む）	ショール、帯どめ、半えり、帯あげ、羽織ひも、ふろしき、ふくさ等

1.1. 詳細分類「その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）」に含まれる範囲について

サンバイザーは、「その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む）」に該当する。

範囲を明確にするために、「その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）」の定義・内容例示に「×ヘルメット、サンバイザー」を記載し、「その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む）」の定義・内容例示に「サンバイザー」を追加することとした。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
帽子（帽体を含む）		帽子（帽体を含む）	
織物製帽子		織物製帽子	
麦わら・パナマ類帽子、帽体（紙いと帽子、経木帽子を含む）	さなだ帽子、麦わら帽子等	麦わら・パナマ類帽子、帽体（紙いと帽子、経木帽子を含む）	さなだ帽子、麦わら帽子等
その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）	フェルト帽子、ニット帽子、皮革、合成皮革製帽子、帽体等	その他の帽子（フェルト製、ニット製、帽体を含む）	フェルト帽子、ニット帽子、皮革、毛皮製帽子、合成皮革製帽子、帽体等 ×ヘルメット、サンバイザー
他に分類されない衣服・繊維製身の回り品（毛皮製衣服・身の回り品を含む）		他に分類されない衣服・繊維製身の回り品（毛皮製衣服・身の回り品を含む）	
毛皮製衣服・身の回り品	コート、えり巻、ベスト、ジャケット、毛皮装飾品、毛皮製帽子等	毛皮製衣服・身の回り品	コート、えり巻、ベスト、ジャケット、毛皮装飾品等
なめし革製衣服（合成皮革製を含む）		なめし革製衣服（合成皮革製を含む）	
繊維製履物	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等	繊維製履物	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等
衛生衣服附属品	よだれ掛、おしめ、おしめカバー、衛生バンド等	衛生衣服附属品	よだれ掛、おしめ、おしめカバー、衛生バンド等
その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む）	繊維製鼻緒、靴下どめ、衣服用ベルト、ガーター、ズボン吊り、子守りバンド、腕カバー、腕バンド、き章（布製）、たすき、頭髮ネット、甲被縫製、アームバンド、サポーター、腹巻、膝かけ等	その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む）	繊維製鼻緒、靴下どめ、衣服用ベルト、ガーター、ズボン吊り、子守りバンド、腕カバー、腕バンド、き章（布製）、たすき、頭髮ネット、甲被縫製、アームバンド、サポーター、腹巻、膝かけ、サンバイザー等

12. 「家具」生産物分類(案)の設定について

御意見のとおり、「家具」については、木製家具、金属製家具、ほうろう製家具及び漆器製家具を合わせて、用途ごとに統合分類を分けて設定した案とすることとしたい。

<生産物分類案>

分類項目名 (案)	定義・内容例示
家具	
机・テーブル・いす	
木製机・テーブル・いす	和机、座机、ガスクッキングテーブル、座卓、座いす、応接セット（木製）、教卓、学校用机、学校用いす、劇場いす、ベンチ、図書館用机、食堂テーブル・いす等
金属製机・テーブル・いす	学校用机、事務用机、学習机、ガスクッキングテーブル、回転式いす、折りたたみいす、学校用いす、連結いす（劇場用、競技用など）、理髪店用いす、ベンチ等
漆器製机・テーブル	
台所・調理用家具	
流し台・調理台・ガス台	
ほうろう製流し台・調理台	
システムキッチン	
たんす・棚・戸棚・キャビネット	
たんす	洋服たんす、整理たんす、和たんす、ベビーたんす、ロッカーたんす等
棚・戸棚	食器棚、サイトボード、飾り棚、吊り棚、水屋、茶たんす、本棚、本箱、オーティラック、事務用・家庭用書架、移動式書架、保管庫（書庫）、物品棚、台所用戸棚、収納壁、ロッカー等
音響機器用キャビネット	ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット
ベッド	
ベッド	二段ベッド、ベビーベッド、ソファベッド等
電動ベッド	
その他の家具	
その他の家具	げた箱、鏡台、傘立、アイロン台、ハンカチ掛、張板（洗張用）、こたつ板、こたつやぐら、レコトキャビネット、カーボックス、火ばち、電話台、裁縫箱、人形ケース、はえ帳、長持、へら台、育児用家具（除くヒート）、コート掛、竹・籐・きりゅう製家具、ミンテール（脚を除く）、工場作業台、食堂用取付家具、実験台、洗面化粧台、麻雀台、車両・船舶・航空機用家具、ファイリングキャビネット、引出箱、はえ帳、ワゴン類、傘立、衣裳ケース、マシンラック、洗面化粧台、什器等

13. 再生紙の扱いについて

御意見のとおり、環境に配慮する傾向があり、「日本の古紙利用率は、世界でもトップクラス（古紙利用率2019年64.4%）※1」となっている。

また、様々な用途に再生紙が利用されているが、「医療器具の包装に使われる滅菌紙や、直接口に触れる煙草の巻紙など、再生紙化が難しいものもあり※2」、品質、用途に違いが見られると思われる。

このため、「紙」及び「紙加工品」の分類の「再生紙」を区分することとし、再生紙の定義は、業界関係団体において「少しでも古紙を使用していれば再生紙」としていることから、生産物分類においても同様とすることとしたい。

この他、定義・内容例示を追記（ティシュペーパー、トイレトペーパー及びタオル用紙については、原紙と製品が明確化するよう内容例示にその旨記載等）することとしたい。

※1：業界関係団体 ※2：紙業メーカーHP

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
パルプ		パルプ	
クラフトパルプ（さらし、針葉樹）		クラフトパルプ（さらし、針葉樹）	化学パルプ、硫酸塩法パルプ。さらし（BKP）（針葉樹のチップを釜に入れ蒸解し、漂白したパルプ）。印刷、情報用紙などの原料に使用されるもの。
クラフトパルプ（さらし、広葉樹）		クラフトパルプ（さらし、広葉樹）	化学パルプ、硫酸塩法パルプ。さらし（BKP）（広葉樹のチップを釜に入れ蒸解し、漂白したパルプ）。印刷、情報用紙などの原料に使用されるもの。
クラフトパルプ（未さらし）		クラフトパルプ（未さらし）	漂白していないパルプ。セメント袋、段ボールなどの産業用紙の原料に使用されるもの。
サーモメカニカルパルプ		サーモメカニカルパルプ	チップを予熱して繊維間の結合を軟化させ、リファイナーで摩砕して造った機械パルプパルプ。
リファイナーグラウンドパルプ		リファイナーグラウンドパルプ	砕木機を使用せずにリファイナーだけでチップあるいはのこぎりくずを磨採して造った機械パルプ。
砕木パルプ		砕木パルプ	原木（針葉樹に限る）をグラインダー（回転する円筒形の碎石）に押し付けて機械的に磨砕して造る下級パルプ。新聞用紙、更紙などの主原料に使用されるもの。
その他の製紙パルプ		その他の製紙パルプ	サルファイトパルプ、半化学パルプ、かすパルプのほか、木材以外で造ったパルプで、竹、わら、麻、コットンリントナーなども含む。
新聞巻取紙		新聞巻取紙（再生紙）	
新聞巻取紙		新聞巻取紙（再生紙）	新聞印刷に使用されるもの。
非塗工印刷用紙		新聞巻取紙（再生紙を除く）	
非塗工印刷用紙（上級）		新聞巻取紙（再生紙を除く）	新聞印刷に使用されるもの。
非塗工印刷用紙（中級）		非塗工印刷用紙（再生紙）	
非塗工印刷用紙（下級）		非塗工印刷用紙（上級）（再生紙）	白色度75%程度以上の非塗工印刷用紙。汎用性に富み、書籍、教科書、ポスター、商業印刷、一般印刷などに使用されるもの。
非塗工印刷用紙（薄葉）		非塗工印刷用紙（中級）（再生紙）	白色度75%程度以下の非塗工印刷用紙。書籍、教科書、雑誌の本文、商業印刷、一般印刷などに使用されるもの。
塗工印刷用紙		非塗工印刷用紙（下級）（再生紙）	白色度55%前後の非塗工印刷用紙。雑誌の本文などに使用されるもの。
アート紙		非塗工印刷用紙（薄葉）（再生紙）	極薄く不透明度の高い紙で、辞書、六法全書、バイブルなどに使用されるもの。
コート紙		非塗工印刷用紙（再生紙を除く）	
軽量コート紙		非塗工印刷用紙（上級）（再生紙を除く）	白色度75%程度以上の非塗工印刷用紙。汎用性に富み、書籍、教科書、ポスター、商業印刷、一般印刷などに使用されるもの。
その他塗工印刷用紙		非塗工印刷用紙（中級）（再生紙を除く）	白色度75%程度以下の非塗工印刷用紙。書籍、教科書、雑誌の本文、商業印刷、一般印刷などに使用されるもの。
特殊印刷用紙		非塗工印刷用紙（下級）（再生紙を除く）	白色度55%前後の非塗工印刷用紙。雑誌の本文などに使用されるもの。
特殊印刷用紙（色上質紙）		非塗工印刷用紙（薄葉）（再生紙を除く）	極薄く不透明度の高い紙で、辞書、六法全書、バイブルなどに使用されるもの。

特殊印刷用紙（その他）		塗工印刷用紙（再生紙）	
情報用紙		アート紙（再生紙）	1㎡当たり両面で50g前後の塗料を塗布。高級美術書、雑誌の表紙、口絵、ポスター、カタログ、カレンダー、パンフレット、ラベルなどに使用されるもの。
情報用紙（複写原紙）		コート紙（再生紙）	1㎡当たり両面で40g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は上質紙。高級美術書、雑誌の表紙、口絵、ポスター、カタログ、カレンダー、パンフレット、ラベルなどに使用されるもの。
情報用紙（ファーム用紙）		軽量コート紙（再生紙）	1㎡当たり両面で30g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は上質紙。雑誌の本文、カラーページ、チラシなどに使用されるもの。
情報用紙（PPC用紙）		その他の塗工印刷用紙（再生紙）	キャストコート紙（キャストコーターで生産され、アート紙よりも強光沢の表面をもち、平滑性のすぐれた高級印刷用紙。高級美術書、雑誌の表紙などに使用されるもの。）、エンボス紙（アート紙、コート紙、キャストコート紙などに、梨地、布目、絹目などのエンボス仕上げした高級印刷用紙。カタログ、パンフレットなどに使用されるもの。）等
情報用紙（情報記録紙）		塗工印刷用紙（再生紙を除く）	
情報用紙（その他）		アート紙（再生紙を除く）	1㎡当たり両面で50g前後の塗料を塗布。高級美術書、雑誌の表紙、口絵、ポスター、カタログ、カレンダー、パンフレット、ラベルなどに使用されるもの。
未さらし包装紙		コート紙（再生紙を除く）	1㎡当たり両面で40g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は上質紙。高級美術書、雑誌の表紙、口絵、ポスター、カタログ、カレンダー、パンフレット、ラベルなどに使用されるもの。
未さらし包装紙（重袋用両更クラフト紙）		軽量コート紙（再生紙を除く）	1㎡当たり両面で30g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は上質紙。雑誌の本文、カラーページ、チラシなどに使用されるもの。
未さらし包装紙（その他両更クラフト紙）		その他の塗工印刷用紙（再生紙を除く）	キャストコート紙（キャストコーターで生産され、アート紙よりも強光沢の表面をもち、平滑性のすぐれた高級印刷用紙。高級美術書、雑誌の表紙などに使用されるもの。）、エンボス紙（アート紙、コート紙、キャストコート紙などに、梨地、布目、絹目などのエンボス仕上げした高級印刷用紙。カタログ、パンフレットなどに使用されるもの。）等
未さらし包装紙（その他）		特殊印刷用紙（再生紙）	
さらし包装紙		特殊印刷用紙（色上質紙）（再生紙）	染色した印刷用紙で、表紙、目次、見返し、プログラム、カタログなどに使用されるもの。
さらし包装紙（純白ロール紙）		その他の特殊印刷用紙（再生紙）	通常はがき、年賀はがき、往復はがき、小切手、手形、証券、グリーティングカード、地図、製図用紙、ファンシーペーパーなどの特殊な用途に使われるもの。
さらし包装紙（さらしクラフト紙）		特殊印刷用紙（再生紙を除く）	
さらし包装紙（その他）		特殊印刷用紙（色上質紙）（再生紙を除く）	染色した印刷用紙で、表紙、目次、見返し、プログラム、カタログなどに使用されるもの。
衛生用紙		その他の特殊印刷用紙（再生紙を除く）	通常はがき、年賀はがき、往復はがき、小切手、手形、証券、グリーティングカード、地図、製図用紙、ファンシーペーパーなどの特殊な用途に使われるもの。
衛生用紙（ティシュペーパー）		情報用紙（再生紙）	
衛生用紙（トイレトペーパー）		情報用紙（複写原紙）（再生紙）	ノーカーボンペーパーの原紙、裏カーボンペーパーの原紙、クリーンカーボンペーパーなどの複写用原紙。
衛生用紙（タオル用紙）		情報用紙（ファーム用紙）（再生紙）	コンピュータのアウトプットに使用されるもの、NIPを含む。
衛生用紙（その他）		情報用紙（PPC用紙）（再生紙）	普通紙複写機（PPC）に使用されるもの。
雑種紙		情報用紙（情報記録紙）（再生紙）	感熱紙原紙、感光紙用紙、静電記録紙原紙、熱転写紙、インクジェット紙、放電記録紙、計測記録用紙などアウトプットに使用されるもの。
工業用雑種紙（加工原紙）		その他の情報用紙（再生紙）	統計機カード用紙、さん孔テープ用紙、OCR用紙、OMR用紙、MICR用紙、磁気記録紙原紙など主としてコンピュータのインプットに使用されるもの。
工業用雑種紙（電気絶縁紙）		情報用紙（再生紙を除く）	
工業用雑種紙（その他）		情報用紙（複写原紙）（再生紙を除く）	ノーカーボンペーパーの原紙、裏カーボンペーパーの原紙、クリーンカーボンペーパーなどの複写用原紙。
家庭用雑種紙		情報用紙（ファーム用紙）（再生紙を除く）	コンピュータのアウトプットに使用されるもの、NIPを含む。

その他の洋紙・機械すき和紙		情報用紙（PPC用紙）（再生紙を除く）	普通紙複写機（P P C）に使用されるもの。
筆記・図画用紙	ケント紙、便せん用紙、ボンド紙等	情報用紙（情報記録紙）（再生紙を除く）	感熱紙原紙、感光紙用紙、静電記録紙原紙、熱転写紙、インクジェット紙、放電記録紙、計測記録用紙などアウトプットに使用されるもの。
障子紙、書道用紙	障子紙（機械すき）、画仙紙、パルプ半紙等	その他の情報用紙（再生紙を除く）	統計機カード用紙、さん孔テープ用紙、O C R用紙、O M R用紙、M I C R用紙、磁気記録紙原紙など主としてコンピュータのインプットに使用されるもの。
板紙		未さらし包装紙（再生紙）	
外装用ライナー（クラフト）		未さらし包装紙（重袋用両更クラフト紙）（再生紙）	セメント、肥料、米麦、農産物などを入れる大型袋に使用されるもの。
外装用ライナー（シュート）		未さらし包装紙（その他両更クラフト紙）（再生紙）	粘着テープ、角底袋、包装用及び加工用などに使用されるもの。半ざらして一般事務用封筒などに使用されるもの。
内装用ライナー（段ボール原紙）		その他の未さらし包装紙（再生紙）	筋入クラフト紙（筋入り模様のある片艶の薄いクラフト紙で、果実袋、封筒などに使用されるもの。）、片艶クラフト紙（片艶のクラフト紙で、果実袋、合紙及び包装用などに使用されるもの。）等
中しん原紙（段ボール原紙）		未さらし包装紙（再生紙を除く）	
マニラボール		未さらし包装紙（重袋用両更クラフト紙）（再生紙を除く）	セメント、肥料、米麦、農産物などを入れる大型袋に使用されるもの。
白ボール		未さらし包装紙（その他両更クラフト紙）（再生紙を除く）	粘着テープ、角底袋、包装用及び加工用などに使用されるもの。半ざらして一般事務用封筒などに使用されるもの。
黄板紙、チップボール		その他の未さらし包装紙（再生紙を除く）	筋入クラフト紙（筋入り模様のある片艶の薄いクラフト紙で、果実袋、封筒などに使用されるもの。）、片艶クラフト紙（片艶のクラフト紙で、果実袋、合紙及び包装用などに使用されるもの。）等
色板紙		さらし包装紙（再生紙）	
建材原紙	防水原紙、石こうボード原紙等	さらし包装紙（純白ロール紙）（再生紙）	ヤンキーマシンで抄造された、片面光沢の紙で、包装紙、小袋、アルミ箔貼合などの加工原紙として使用されるもの。
雑板紙（紙管原紙）		さらし包装紙（さらしクラフト紙）（再生紙）	長網抄紙機で抄造され、手提袋、封筒、産業資材の加工用などに使用されるもの。
雑種紙（その他板紙）		その他のさらし包装紙（再生紙）	ヤンキーマシンで抄造され、手提袋、薬品、菓子、化粧品などの小袋、加工用などに使用されるもの。
手すき和紙		さらし包装紙（再生紙を除く）	
手すき和紙	手すき障子紙、手すき書道用紙、手すきこぞ紙、手すき改良紙、手すき温床紙、手すき傘紙、手すき工芸紙、手すきがんび紙等	さらし包装紙（純白ロール紙）（再生紙を除く）	ヤンキーマシンで抄造された、片面光沢の紙で、包装紙、小袋、アルミ箔貼合などの加工原紙として使用されるもの。
塗工紙（印刷用紙を除く）		さらし包装紙（さらしクラフト紙）（再生紙を除く）	長網抄紙機で抄造され、手提袋、封筒、産業資材の加工用などに使用されるもの。
絶縁紙、絶縁テープ		その他のさらし包装紙（再生紙を除く）	ヤンキーマシンで抄造され、手提袋、薬品、菓子、化粧品などの小袋、加工用などに使用されるもの。
アスファルト塗工紙	アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト等	衛生用紙（再生紙）	薄口模造紙（ヤンキーマシンで抄造したものを更にスーパーカレンダーで仕上げた両面光沢の薄い紙で、包装用及び伝票などの事務用紙などに使用されるもの。）等
浸透加工紙	硫酸紙、ろう紙、油紙、合成樹脂浸透紙、バルカナイズドファイバー等	衛生用紙（ティシュペーパー）（再生紙）	ティシュペーパーの原紙（衛生用途などに使用され、通常2プライで連続取出しされるようになっているもの。）
積層加工紙	ターポリン紙、合成樹脂ラミネート紙、金属はくラミネート紙、ソリッドファイバー（同二次加工品は1499に分類される）、人造竹皮紙等	衛生用紙（トイレトペーパー）（再生紙）	トイレトペーパーの原紙（トイレで使用される紙でロール状にしたもの。）
紙製・織物製ブックバイディングクロス		衛生用紙（タオル用紙）（再生紙）	タオル用紙の原紙（キッチンペーパー、手拭用途などに使用されるもの。）
その他の塗工紙	ビスコース塗工紙・合成樹脂塗工紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙等	その他の衛生用紙（再生紙）	ちり紙、生理用紙、京花紙、テーブルナプキン、おむつ用紙などの原紙。

段ボール		衛生用紙（再生紙を除く）	
段ボール（両面）		衛生用紙（ティッシュペーパー）（再生紙を除く）	ティッシュペーパーの原紙（衛生用途などに使用され、通常2プライで連続取出しされるようになっているもの。）
段ボール（複両面）		衛生用紙（トイレトペーパー）（再生紙を除く）	トイレトペーパーの原紙（トイレで使用される紙でロール状にしたもの。）
段ボール（片面）		衛生用紙（タオル用紙）（再生紙を除く）	タオル用紙の原紙（キッチンペーパー、手拭用途などに使用されるもの。）
壁紙・ふすま紙		その他の衛生用紙（再生紙を除く）	ちり紙、生理用紙、京花紙、テーブルナプキン、おむつ用紙などの原紙。
壁紙、ふすま紙		雑種紙（再生紙）	
事務用・学用紙製品		工業用雑種紙（加工原紙）（再生紙）	建材用原紙、積層板原紙、接着紙原紙、食品容器原紙、コーテッド原紙等
帳簿類	人名簿、印鑑簿、ルーズリーフ、スクラップブック、会計簿等	工業用雑種紙（電気絶縁紙）（再生紙）	コンデンサペーパー、プレスボード等
事務用書式類	手形用紙、伝票、電報頼信紙、領収書、複写簿、請求書、仕切書等	工業用雑種紙（その他）（再生紙）	ライスペーパー、グラシンペーパー、トレーシング、濾紙、水溶紙、遮光紙、煙草用チップ、吸取紙など上記以外の工業用に使用されるもの。
事務用紙袋	封筒、事務用角底袋等	家庭用雑種紙（再生紙）	書道用紙、紙ひも、障子紙、ふすま紙、紙バンド、奉書紙、ティーバッグ、傘紙、油紙、のし袋などに使用されるもの。
ノート類	学習帳、レポート用紙等	雑種紙（再生紙を除く）	
その他の事務用・学用紙製品	手帳、事務機械用ロールペーパー、メモ帳、タイプライタ用紙、ファイル、ホルダー、バインダー、フルスリップ、けい紙、その他の事務用箋、原稿用紙、方眼紙、図画用紙、紙ばさみ、学習用カード、工作用紙、手工紙、グラフ用紙等	工業用雑種紙（加工原紙）（再生紙を除く）	建材用原紙、積層板原紙、接着紙原紙、食品容器原紙、コーテッド原紙等
日用紙製品		工業用雑種紙（電気絶縁紙）（再生紙を除く）	コンデンサペーパー、プレスボード等
祝儀用品	祝儀袋、のし紙、元結、水引、結納用品等	工業用雑種紙（その他）（再生紙を除く）	ライスペーパー、グラシンペーパー、トレーシング、濾紙、水溶紙、遮光紙、煙草用チップ、吸取紙など上記以外の工業用に使用されるもの。
写真用紙製品	アルバム、写真台紙、コーナー等	家庭用雑種紙（再生紙を除く）	書道用紙、紙ひも、障子紙、ふすま紙、紙バンド、奉書紙、ティーバッグ、傘紙、油紙、のし袋などに使用されるもの。
その他の日用紙製品	便せん、日記帳、短冊、儀礼用カード、卓上日記等	その他の洋紙・機械すき和紙（再生紙）	
その他の紙製品		筆記・図画用紙（再生紙）	ケント紙、便せん用紙、ボンド紙等
その他の紙製品	正札、名刺台紙、私製はがき、荷札、包装紙、レッテル、シール、見本帳等	障子紙、書道用紙（再生紙）	障子紙（機械すき）、画仙紙、パルプ半紙等
重包装紙袋		その他の洋紙・機械すき和紙（再生紙を除く）	
重包装紙袋	セメント袋、米麦袋、でんぶん袋、肥料袋、砂糖袋、小麦粉袋、飼料袋、石灰袋等	筆記・図画用紙（再生紙を除く）	ケント紙、便せん用紙、ボンド紙等
角底紙袋		障子紙、書道用紙（再生紙を除く）	障子紙（機械すき）、画仙紙、パルプ半紙等
角底紙袋	ショッピング手提袋等	板紙（再生紙）	
段ボール箱		外装用ライナー（クラフト）（再生紙）	段ボールシートの表裏に使用されるもの（段ボール原紙JIS規格L A級、L B級及び両者に準ずるものが該当）。
段ボール箱		外装用ライナー（シュート）（再生紙）	段ボールシートの表裏に使用されるもの（段ボール原紙JIS規格L C級及びL C級に準ずるものが該当）。
紙器		内装用ライナー（段ボール原紙）（再生紙）	ライナーのうち、上記二品目以外のもので、段ボール箱の中仕切などに使用されるもの。
印刷箱		中しん原紙（段ボール原紙）（再生紙）	段ボールシートの中の「段」に使用されるもの。
簡易箱		マニラボール（再生紙）	抄き合わされた板紙で、表裏の白色度が同程度のもの。出版物の表紙、カタログ、ゲームカードなどの厚手の印刷物や、化粧品、医薬品、食料品などの包装容器に使用されるもの。
貼箱		白ボール（再生紙）	抄き合わされた板紙で、表裏の白色度の差が明確なもの。食料品、雑貨、洗剤、ティッシュなどの包装容器に使用されるもの。
その他の紙器	紙筒、紙コップ、紙パック、紙皿等	黄板紙、チップボール（再生紙）	抄き合わされた板紙で、しん紙として使用されるもの。書籍の表紙及びケースのしん紙、菓子箱、土産物の箱、紙製玩具などに使用されるもの。

その他のパルプ・紙・紙加工品		色板紙（再生紙）	抄き合わされた板紙で、染料で着色されたもの。菓子箱、玩具・雑貨の箱、土産物の箱などに使用されるもの。
セロファン		建材原紙（再生紙）	防水原紙、石こうボード原紙等
紙製衛生材料	衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等	雑板紙（紙管原紙）（再生紙）	化成品フィルム、製紙用、繊維用、テープ用、土木建築用、鉄鋼用、IT関係用などの巻しんに使用される板紙。
大人用紙おむつ		雑板紙（その他板紙）（再生紙）	紙・パルプ用の包装紙、各種台紙、地券、しん紙などの上記以外の板紙等
子供用紙おむつ		板紙（再生紙を除く）	
その他の紙製衛生用品	紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等	外装用ライナー（クラフト）（再生紙を除く）	段ボールシートの表裏に使用されるもの（段ボール原紙）IS規格LA級、LB級及び両者に準ずるものが該当。
紙管		外装用ライナー（シュート）（再生紙を除く）	段ボールシートの表裏に使用されるもの（段ボール原紙）IS規格LC級及びL C級に準ずるものが該当。
ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品	ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等	内装用ライナー（段ボール原紙）（再生紙を除く）	ライナーのうち、上記二品目以外のもので、段ボール箱の中仕切などに使用されるもの。
他に分類されないパルプ・紙・紙加工品	紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄織糸、ファイバーパッキン、紙製レース、型紙、シールバック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等	中しん原紙（段ボール原紙）（再生紙を除く）	段ボールシートの中の「段」に使用されるもの。
		マニラボール（再生紙を除く）	抄き合わされた板紙で、表裏の白色度が同程度のもの。出版物の表紙、カタログ、ゲームカードなどの厚手の印刷物や、化粧品、医薬品、食料品などの包装容器に使用されるもの。
		白ボール（再生紙を除く）	抄き合わされた板紙で、表裏の白色度の差が明確なもの。食料品、雑貨、洗剤、ティッシュなどの包装容器に使用されるもの。
		黄板紙、チップボール（再生紙を除く）	抄き合わされた板紙で、しん紙として使用されるもの。書籍の表紙及びケースのしん紙、菓子箱、土産物の箱、紙製玩具などに使用されるもの。
		色板紙（再生紙を除く）	抄き合わされた板紙で、染料で着色されたもの。菓子箱、玩具・雑貨の箱、土産物の箱などに使用されるもの。
		建材原紙（再生紙を除く）	防水原紙、石こうボード原紙等
		雑板紙（紙管原紙）（再生紙を除く）	化成品フィルム、製紙用、繊維用、テープ用、土木建築用、鉄鋼用、IT関係用などの巻しんに使用される板紙。
		雑板紙（その他板紙）（再生紙を除く）	紙・パルプ用の包装紙、各種台紙、地券、しん紙などの上記以外の板紙等
		手すき和紙（再生紙）	
		手すき和紙（再生紙）	手すき障子紙、手すき書道用紙、手すきこぞ紙、手すき改良紙、手すき温床紙、手すき傘紙、手すき工芸紙、手すきがんび紙等
		手すき和紙（再生紙を除く）	
		手すき和紙（再生紙を除く）	手すき障子紙、手すき書道用紙、手すきこぞ紙、手すき改良紙、手すき温床紙、手すき傘紙、手すき工芸紙、手すきがんび紙等
		塗工紙（印刷用紙を除く）（再生紙）	
		絶縁紙、絶縁テープ（再生紙）	良質なクラフトパルプ、マニラ麻などを主原料として抄造された電線被覆紙。
		アスファルト塗工紙（再生紙）	アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト等
		浸透加工紙（再生紙）	硫酸紙、ろう紙、油紙、合成樹脂浸透紙、バルカナイズドファイバー等
		積層加工紙（再生紙）	ターポリン紙、合成樹脂ラミネート紙、金属はくラミネート紙、ソリッドファイバー（同二次加工品は1499に分類される）、人造竹皮紙等
		紙製・織物製ブックバインディングクロス（再生紙）	一層の同質板紙
		その他の塗工紙（再生紙）	ビスコース塗工紙・合成樹脂塗工紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙等

塗工紙（印刷用紙を除く）（再生紙を除く）	
絶縁紙、絶縁テープ（再生紙を除く）	良質なクラフトパルプ、マニラ麻などを主原料として抄造された電線被覆紙。
アスファルト塗工紙（再生紙を除く）	アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト等
浸透加工紙（再生紙を除く）	硫酸紙、ろう紙、油紙、合成樹脂浸透紙、バルカナイズドファイバー等
積層加工紙（再生紙を除く）	ターポリン紙、合成樹脂ラミネート紙、金属はくラミネート紙、ソリッドファイバー（同二次加工品は1499に分類される）、人造竹皮紙等
紙製・織物製ブックバインディングクロス（再生紙を除く）	一層の同質板紙
その他の塗工紙（再生紙を除く）	ビスコース塗工紙・合成樹脂塗工紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙等
段ボール（再生紙）	
段ボール（両面）（再生紙）	片面段ボールの段頂にライナーをはり合わせたもの。
段ボール（複両面）（再生紙）	両面段ボールの片側に片面段ボールの段頂をはり合わせたもの。
段ボール（片面）（再生紙）	波形に成形した中芯原紙の片面にライナーをはり合わせたもの。
段ボール（再生紙を除く）	
段ボール（両面）（再生紙を除く）	片面段ボールの段頂にライナーをはり合わせたもの。
段ボール（複両面）（再生紙を除く）	両面段ボールの片側に片面段ボールの段頂をはり合わせたもの。
段ボール（片面）（再生紙を除く）	波形に成形した中芯原紙の片面にライナーをはり合わせたもの。
壁紙・ふすま紙（再生紙）	
壁紙、ふすま紙（再生紙）	壁紙、ふすま紙
壁紙・ふすま紙（再生紙を除く）	
壁紙、ふすま紙（再生紙を除く）	壁紙、ふすま紙
事務用・学用紙製品（再生紙）	
帳簿類（再生紙）	人名簿、印鑑簿、ルーズリーフ、スクラップブック、会計簿等
事務用書式類（再生紙）	手形用紙、伝票、電報類信紙、領収書、複写簿、請求書、仕切書等
事務用紙袋（再生紙）	封筒、事務用角底袋等
ノート類（再生紙）	学習帳、レポート用紙等
その他の事務用・学用紙製品（再生紙）	手帳、事務機械用ロールペーパー、メモ帳、タイプライタ用紙、ファイル、ホルダー、バインダー、フルスカップ、けい紙、その他の事務用箋、原稿用紙、方眼紙、図画用紙、紙ばさみ、学習用カード、工作用紙、手工紙、グラフ用紙等
事務用・学用紙製品（再生紙を除く）	
帳簿類（再生紙を除く）	人名簿、印鑑簿、ルーズリーフ、スクラップブック、会計簿等
事務用書式類（再生紙を除く）	手形用紙、伝票、電報類信紙、領収書、複写簿、請求書、仕切書等
事務用紙袋（再生紙を除く）	封筒、事務用角底袋等
ノート類（再生紙を除く）	学習帳、レポート用紙等
その他の事務用・学用紙製品（再生紙を除く）	手帳、事務機械用ロールペーパー、メモ帳、タイプライタ用紙、ファイル、ホルダー、バインダー、フルスカップ、けい紙、その他の事務用箋、原稿用紙、方眼紙、図画用紙、紙ばさみ、学習用カード、工作用紙、手工紙、グラフ用紙等

日用紙製品（再生紙）	
祝儀用品（再生紙）	祝儀袋、のし紙、元結、水引、結納用品等
写真用紙製品（再生紙）	アルバム、写真台紙、コーナー等
その他の日用紙製品（再生紙）	便せん、日記帳、短冊、儀礼用カード、卓上日記等
日用紙製品（再生紙を除く）	
祝儀用品（再生紙を除く）	祝儀袋、のし紙、元結、水引、結納用品等
写真用紙製品（再生紙を除く）	アルバム、写真台紙、コーナー等
その他の日用紙製品（再生紙を除く）	便せん、日記帳、短冊、儀礼用カード、卓上日記等
その他の紙製品（再生紙）	
その他の紙製品（再生紙）	正札、名刺台紙、私製はがき、荷札、包装紙、レッテル、シール、見本帳等
その他の紙製品（再生紙を除く）	
その他の紙製品（再生紙を除く）	正札、名刺台紙、私製はがき、荷札、包装紙、レッテル、シール、見本帳等
重包装紙袋（再生紙）	
重包装紙袋（再生紙）	セメント袋、米麦袋、でんぶん袋、肥料袋、砂糖袋、小麦粉袋、飼料袋、石灰袋等
重包装紙袋（再生紙を除く）	
重包装紙袋（再生紙を除く）	セメント袋、米麦袋、でんぶん袋、肥料袋、砂糖袋、小麦粉袋、飼料袋、石灰袋等
角底紙袋（再生紙）	
角底紙袋（再生紙）	ショッピング手提袋等
角底紙袋（再生紙を除く）	
角底紙袋（再生紙を除く）	ショッピング手提袋等
段ボール箱（再生紙）	
段ボール箱（再生紙）	段ボール折たたみ箱、段ボールケース、段ボール小箱等
段ボール箱（再生紙を除く）	
段ボール箱（再生紙を除く）	段ボール折たたみ箱、段ボールケース、段ボール小箱等
紙器（再生紙）	
印刷箱（再生紙）	アイスクリーム折箱）、衣しょう（裳）箱、キャラメル箱等
簡易箱（再生紙）	ケーキ用折りたたみ箱、紙化粧品箱、紙弁当箱等
貼箱（再生紙）	菓子箱、食品箱、石けん化粧品箱等
その他の紙器（再生紙）	紙筒、紙コップ、紙バック、紙皿等
紙器（再生紙を除く）	
印刷箱（再生紙を除く）	アイスクリーム折箱）、衣しょう（裳）箱、キャラメル箱等
簡易箱（再生紙を除く）	ケーキ用折りたたみ箱、紙化粧品箱、紙弁当箱等
貼箱（再生紙を除く）	菓子箱、食品箱、石けん化粧品箱等
その他の紙器（再生紙を除く）	紙筒、紙コップ、紙バック、紙皿等
その他のパルプ・紙・紙加工品（再生紙）	
セロファン（再生紙）	紙セロファン、プレーンセロファン、防湿セロファン
紙製衛生材料（再生紙）	衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等
大人用紙おむつ（再生紙）	大人用紙おむつ
子供用紙おむつ（再生紙）	子供用紙おむつ
生理用品（再生紙）	ナプキン、タンポン等
その他の紙製衛生用品（再生紙）	紙タオル、紙ナプキン、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等（製品）

紙管（再生紙）	化合繊維績用コーン紙管、呉服巻芯（紙製）、コンデンサ外管（紙管）等
ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品（再生紙）	ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等
他に分類されないパルプ・紙・紙加工品（再生紙）	紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄織糸、ファイバーパッキン、紙製レース、型紙、シールパック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等
その他のパルプ・紙・紙加工品（再生紙を除く）	
セロファン（再生紙を除く）	紙セロファン、プレーンセロファン、防湿セロファン
紙製衛生材料（再生紙を除く）	衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等
大人用紙おむつ（再生紙を除く）	大人用紙おむつ
子供用紙おむつ（再生紙を除く）	子供用紙おむつ
生理用品（再生紙を除く）	ナプキン、タンポン等
その他の紙製衛生用品（再生紙を除く）	紙タオル、紙ナプキン、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等（製品）
紙管（再生紙を除く）	化合繊維績用コーン紙管、呉服巻芯（紙製）、コンデンサ外管（紙管）等
ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品（再生紙を除く）	ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等
他に分類されないパルプ・紙・紙加工品（再生紙を除く）	紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄織糸、ファイバーパッキン、紙製レース、型紙、シールパック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等

1 4. 「印刷」に係る分類を生産動態統計に基づき製品別に設定することについて

工業統計調査及び経済センサス-活動調査の実施室より、経済センサス-活動調査と工業統計の品目については、「現状、同一」としており、製品別に区分した品目については、「生産動態統計調査ではすでに調査しており、必ずしも記入できないものではないと思いますが、生産動態統計調査の場合には、従業者 100 人以上を対象としておりますので、中小事業所・企業が記入できるかどうかは、調査品目を採用する際の試験調査で判断することになる。」とのこと。

生産動態統計調査の実施室からは、「製品別内訳と印刷方式別内訳の記入状況は、どちらも問題なく記入されており、報告者からはどちらが記入しにくいとの特段の意見は上がっていない。」との報告あり。

また、業界関係団体へのヒアリングでは、「印刷方式の方が記載はしやすいと思うが、中小規模の印刷事業者においても「印刷方式」、「製品別」でも、どちらでも記載は出来ると思う。」との回答あり。

上記及び委員の御意見を勘案し、「製品別の区分」とすることとしたい。

<生産物分類案>

印刷方式別（工業統計調査）案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案） 製品別（生産動態統計調査）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
印刷・同関連業		印刷	
オフセット印刷（紙に対するもの）		出版印刷	定期出版物（新聞、雑誌など）、不定期出版物（書籍。単行本、全集、辞典、百科事典、美術書、年鑑、文庫本、地図、楽譜、教科書、学習参考書、電話帳、自費出版、同人誌など）
オフセット印刷物（紙に対するもの）	平版印刷、デジタル印刷、オンデマンド印刷	商業印刷	ポスター（一般ポスター、駅貼りポスター、車内ポスター（中吊広告）等）、カタログ（商品カタログ、通信販売カタログ等）、チラシ（新聞折込チラシ、販売促進用チラシなど）、カレンダー、その他の商業用印刷物（グリーティングカード、絵はがき、ステッカー（シールを含む）、マニュアル、社史、広報等）
オフセット印刷以外の印刷（紙に対するもの）		証券印刷	金銭又は信用に係る証券類（株券、債権、商品券、宝くじ、乗車券、入場券、保証書、郵便はがき、預金通帳、通行券、ギフト券、抽選券、クーポン、その他金券など）
とっ版印刷物（紙に対するもの）	活版印刷	事務用印刷	ビジネスフォーム（伝票類、電算機で使用される連続帳票。伝票、振込用紙、注文書、生産指示書、納品書、OCR帳票、OMR帳票、隠弊はがき、タックフォームなど）、事務用品（ノート、封筒、便せん、手帳、ダイアリー、名刺、はがき（私製）、案内状など）
おう版印刷物（紙に対するもの）	スクリーン印刷、グラビア印刷	包装印刷	食品・薬品などのパッケージ印刷物（紙器、包装紙、液体容器、紙コップ、ショッピングバッグ、軟包装、プラスチック容器、シール、缶類など）
紙以外の印刷		建装材印刷	建築材料などの表面化粧・表面保護のための印刷（建装材：プリント合板、壁紙、ビニール床材など。内装材：化粧材、自動車用内装材など。家電製品の化粧材。家具用化粧材など）
紙以外のものに対する印刷物	金属、木材、陶磁器、ガラス、セルロイド、セロファン、ビニル等に対する特殊印刷	その他の印刷	磁気カード類、プリント基板、CD-ROM、DVD、布地印刷、玩具など

15. 「味りん」について

「味りん」は、アルコール度数が14%前後の酒税法上の分類では混成酒に分類され、酒税がかかり種類販売免許を持った店でのみ販売可能な商品であるが、HS分類では、アルコールに該当せず、「ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード」に該当しており、実際にアルコール飲料としてではなく、「調味料」として使用されているため、統合分類「調味料」に該当することとしたい。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
酒類		調味料	
果実酒	ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、いちご酒等	味そ（粉味そを含む）	
ビール		しょう油、食用アミノ酸（粉しょう油、固形しょう油を含む）	
発泡酒		ウスター・中濃・濃厚ソース	
清酒（濁酒を含む）		その他のソース類	トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトピューレ、トマトソース、ドレッシング等
清酒かす		食酢	米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢
添加用アルコール（飲料用アルコール）		香辛料（練製のものを含む）	カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、にっけい粉、とうがらし粉等
焼酎	泡盛	ルウ類	カレールウ、シチュールウ、固形カレー等
合成清酒		味りん（本直しを含む）	×みりん風調味料
ウイスキー		グルタミン酸ナトリウム	
味りん（本直しを含む）		その他の調味料	スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぼん酢、三杯酢、めんつゆ、もろみ酢、濃縮そば汁、ミートソース等
チューハイ・カクテル			
その他の酒	第3のビール、ジン、ウオッカ、ブランデー、薬味酒、梅酒、リキュール、ラム、老酒等		

16. 詳細分類「その他の衛生医療用繊維製品」に含まれる「衛生マスク」の扱いについて

御意見のとおり、「衛生マスク」の分類を設定することとしたい。

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
繊維製衛生材料		繊維製衛生材料	
医療用ガーゼ、包帯		医療用ガーゼ、包帯	
脱脂綿		脱脂綿	
その他の衛生医療用繊維製品	絆創膏（布製）、衛生マスク、眼帯、三角きん、繊維製生理用品、カット綿、綿棒等	衛生マスク（医療用）	サージカルマスク等
		衛生マスク（家庭用）	
		衛生マスク（産業用・その他）	工業用マスク、防塵マスク等
		その他の衛生医療用繊維製品	絆創膏（布製）、眼帯、三角きん、カット綿、綿棒等

17. 詳細分類「その他の衛生医療用繊維製品」に含まれる「繊維製生理用品」及び詳細分類「その他の紙製衛生用品」に含まれる「生理用品」の扱いについて

御意見のとおり、「生理用品」の分類を設定することとしたい。

統合分類については、「原料に紙と繊維を使用しており、繊維より紙の使用の方が多い（紙おむつ同様）※3」ことから、「大人用紙おむつ」、「子供用紙おむつ」と同じ統合分類「その他のパルプ・紙・加工品」とすることとしたい。

※3：業界関係団体

<生産物分類案>

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
繊維製衛生材料		繊維製衛生材料	
医療用ガーゼ、包帯		医療用ガーゼ、包帯	
脱脂綿		脱脂綿	
その他の衛生医療用繊維製品	絆創膏（布製）、衛生マスク、眼帯、三角きん、繊維製生理用品、カット綿、綿棒等	衛生マスク（医療用）	サージカルマスク等
		衛生マスク（家庭用）	
		衛生マスク（産業用・その他）	工業用マスク、防塵マスク等
		その他の衛生医療用繊維製品	絆創膏（布製）、眼帯、三角きん、カット綿、綿棒等

その他のパルプ・紙・紙加工品		その他のパルプ・紙・紙加工品（再生紙）	
セロファン		セロファン（再生紙）	紙セロファン、プレーンセロファン、防湿セロファン
紙製衛生材料	衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等	紙製衛生材料（再生紙）	衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等
大人用紙おむつ		大人用紙おむつ（再生紙）	大人用紙おむつ
子供用紙おむつ		子供用紙おむつ（再生紙）	子供用紙おむつ
その他の紙製衛生用品	紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等	生理用品（再生紙）	ナプキン、タンポン等
紙管		その他の紙製衛生用品（再生紙）	紙タオル、紙ナプキン、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等（製品）
ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品	ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等	紙管（再生紙）	化合繊紡績用コーン紙管、呉服巻芯（紙製）、コンデンサ外管（紙管）等
他に分類されないパルプ・紙・紙加工品	紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄繊糸、ファイバーパッキング、紙製レース、型紙、シールバック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等	ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品（再生紙）	ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等
		他に分類されないパルプ・紙・紙加工品（再生紙）	紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄繊糸、ファイバーパッキング、紙製レース、型紙、シールバック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等
		その他のパルプ・紙・紙加工品（再生紙を除く）	
		セロファン（再生紙を除く）	紙セロファン、プレーンセロファン、防湿セロファン
		紙製衛生材料（再生紙を除く）	衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等
		大人用紙おむつ（再生紙を除く）	大人用紙おむつ
		子供用紙おむつ（再生紙を除く）	子供用紙おむつ
		生理用品（再生紙を除く）	ナプキン、タンポン等
		その他の紙製衛生用品（再生紙を除く）	紙タオル、紙ナプキン、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等（製品）
		紙管（再生紙を除く）	化合繊紡績用コーン紙管、呉服巻芯（紙製）、コンデンサ外管（紙管）等
		ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品（再生紙を除く）	ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等
		他に分類されないパルプ・紙・紙加工品（再生紙を除く）	紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄繊糸、ファイバーパッキング、紙製レース、型紙、シールバック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等

18. 完成品と部分品に係る統合分類の設定の考え方について

部分品とは、完成品からみた途中段階の品物で、且つ、製品として特掲されていないものが該当する。

19. 「策定の考え方」の「1. 製造業の生産物分類策定の基本的な考え方」について

御意見を踏まえ、下線部を追記等して、以下のとおり修正することとしたい。

修正前：「賃加工では、原材料が無償支給され、製造行為を請け負った事業者が加工賃を受け取るが、この場合の製造品は自社製造品と違いはないことから、製造形態の違いを区分して賃加工の分類を設定することはしない。」

修正後：「原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受取る賃加工は、自社又は他社で製造する製造品に違いはない場合は、製造品により区分する分類を設定しない。」

「あるいは企業の事業所」は、「あるいは他の企業の事業所」の誤りですので、下線部を追記等して、以下のとおり修正することとしたい。

修正前：「他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは企業の事業所の所有する製品等の加工サービス（賃加工サービス）」

修正後：「他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他の企業の事業所の所有する製品等に加工するサービス（賃加工サービス）」

「原動機等以外の修理サービスを除く」については、御指摘のとおりであるため、「以外」という文言を削除し、「原動機等の修理サービスを除く」と修正することとしたい。

修正前：「修理の専業（ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機等以外の修理サービスを除く）（→サービス業（他に分類されないもの）分野）」

修正後：「修理の専業（ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機等の修理サービスを除く）（→サービス業（他に分類されないもの）分野）」

20. 生産物分類リストにおける「その他」項目の設定の整理について

統合分類の中に複数の「その他〇〇」がある場合においては、品目の重複、名称の変更、産業連関表での使用の有無等を勘案した区分の見直しの検討・修正を行ったうえで、生産物分類のコード付与のルールであるバスケット項目の「99」の番号ではなく、通常に番号を付与することとしたい。

〔製造業①（中分類 16～23）〕

	産業中分類	統合分類	詳細分類	対応（案）
1	16 化学工業	環式中間物・合成染料・有機顔料	・その他の環式中間物 ・その他の合成染料	※1 工業統計調査の品目に基づいており（用途等が異なる）、生

	産業中分類	統合分類	詳細分類	対応（案）
				産物分類のコード付与のルールであるバスケット項目の「99」の番号ではなく、通常に番号を付与。
2	16 化学工業	石けん・合成洗剤、界面活性剤	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の石けん ・その他の家庭用合成洗剤 ・その他の陰イオン活性剤 ・その他の非イオン活性剤 ・その他の界面活性剤 	統合分類を「石けん」、「合成洗剤」、「界面活性剤」にする。
3	16 化学工業	プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のフェノール樹脂 ・その他のメラミン樹脂 ・その他のメタクリル樹脂 ・その他のポリエチレンテレフタレート ・その他のプラスチック 	※2 品目が重複してなく、産業連関表で使用しているため（用途等が異なる）、生産物分類のコード付与のルールであるバスケット項目の「99」の番号ではなく、通常に番号を付与。
4	16 化学工業	その他の有機化学工業製品	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のメタン誘導品 ・その他のコールタール製品 ・その他の可塑剤 ・他に分類されない有機化学工業製品 	※1
5	17 石油製品・石炭製品製造業	石油精製	<ul style="list-style-type: none"> ・その他用ガソリン ・その他用ナフサ 	※2
6	19 ゴム製品製造業	他に分類されないゴム製品	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のゴム製品（運動競技用品） ・その他のゴム製品 	その他のゴム製品（運動競技用品）を運動競技用ゴム製品に修正する。
7	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の牛革 ・その他のなめし革 	※1
8	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	かばん（材料のいかんを問わない）	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のなめし革製かばん類 ・その他のかばん類 	※1
9	21 窯業・土石製品製造業	ガラス繊維・同製品	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のガラス短繊維製品 ・その他のガラス長繊維製品 	※2

	産業中分類	統合分類	詳細分類	対応(案)
10	21 窯業・土石製品製造業	板ガラス加工品（購入した板ガラスによるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の合わせガラス ・その他の板ガラス 	※ 2
11	21 窯業・土石製品製造業	骨材・石工品等	<ul style="list-style-type: none"> ・砕石（その他用） ・鉱物・土石粉砕、その他の処理品 	「砕石（道路用）」、「砕石（コンクリート用）」、「砕石（その他用）」を工業統計調査の区分である「砕石」とする。
12	22 鉄鋼業	銑鉄鋳物	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の可鍛鋳鉄鋳物 ・その他の銑鉄鋳物 	※ 2
13	23 非鉄金属製造業	非鉄金属鋳物（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・その他のアルミニウム鋳物 ・その他の非鉄金属鋳物 	※ 2
14	23 非鉄金属製造業	他に分類されない非鉄金属	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の非鉄金属・同合金粉 ・その他の非鉄金属製品 	※ 1